2022年5月 No.110

この号に掲載されている記事

インドネシア
「不動産の購入は健康保険への加入の後で」

(前川 陽一)

シンガポール

「ギャンブル(賭博)規制の全面的見直し」

(酒井 嘉彦)

中国

「上海ロックダウンとその影響、関連する法律問題」

(若江 悠)

インドネシア

不動産の購入は健康保険への加入の後で

2022 年 2 月、国土庁長官は通達 No. HR.02/153-400/II/2022 を発出し、全国の地方土地局に対し、土地の権利 又は区分所有権の売買に基づく移転登記請求を受けるにあたっては、BPJS 健康保険証の写しを確認すべきことを 通知した。本稿は、まずインドネシアの社会保障制度を概観した上で、同通達の背景及びその措置の詳細について 解説する。

1. インドネシアの社会保障制度

インドネシアにおいては、かつては、全国民を対象とする社会保障制度は整備されておらず、公務員や軍人を対象とした公共部門向けの社会保障制度と一般労働者や自営業者を対象とした民間部門向けの社会保障制度が並立していた。自営業者の加入は任意であった。民間部門の社会保障制度は、国営社会保険会社である PT JAMSOSTEKによって運営され、労災保障、老齢保障、死亡保障及び健康保険がカバーされていたが、労災保障、老齢保障及び死亡保障は強制加入であるものの、健康保険への加入は任意とされていた。

従前の制度は、公共部門と民間部門との間で保障内容に格差があること、国民皆保険制度でなく加入率が低いこと(全国民の 20%以下)などが長く問題視されてきた。そこで政府は、2004 年に国家社会保障制度に関する法律を制定し、公共部門と民間部門とに分立していた社会保障制度を一本化し、全国民を対象とする皆保険制度を整備する方向性を示した。2011 年には、社会保障機関法が制定され、同法に基づく新たな社会保障機関(Badan Penyelenggara Jaminan Sosial)が 2014 年 1 月に発足した。同機関は、インドネシア語の頭文字をとって、BPJSと呼称される。

BPJS は、健康保険部門である BPJS クセハタン(Kesehatan:「健康」の意)と労働保障部門である BPJS クトゥナガクルジャアン(Ketenagakerjaan:「労働力」の意)の 2 つの実施機関により構成される。健康保険に関しては、2014年1月より、国民皆保険制度の運用が開始され、従前は任意とされていた健康保険への加入が義務付けられることとなった。同時に、インドネシアで 6 か月以上就労する外国人に対しても加入義務が課せられることとなった。2015年7月からは労働保障制度、具体的には労災保障、老齢保障、死亡保障及び年金保障からなるプログラムが開始された。さらに、2021年2月からは、一定の労働者を対象に失業保障が追加されている。

2. 国土庁長官通達発出の背景

BPJS によれば、2022 年 2 月時点で、健康保険の加入率は人口の約 86%に上っている。旧制度下の状況から比較すると大きな躍進と言えるが、国民皆保険制度という観点から見るとなお一層の加入者増加が望まれる。また、政

府は2024年までに「健康保険加入率98%」を達成することを目標としている。

こうした事情を背景として、2022 年 1 月、政府は国民健康保険制度の最適化に関する大統領指令 2022 年第 11 号を発出し、30 の省庁に対して、健康保険の普及促進のためそれぞれ必要な措置をとるべきことを指示した。国土庁長官通達 No. HR.02/153-400/II/2022 は、大統領指令 2022 年第 11 号に基づき発出された具体的な施策の嚆矢である。

3. 国土庁長官通達による措置の詳細

措置の詳細は、その後に発出された通達 No. 5/SE-400.HK.02/II/2022 により以下のとおり明らかになった。

土地の権利又は区分所有権の買主となるインドネシア人、インドネシアで 6 か月以上就労する外国人、又は法人は、その移転登記手続に際して、健康保険に加入していること (法人にあっては、代表者が健康保険に加入していること) の証明が必要となる。証明の方法は、先述した BPJS 健康保険証の写しによるほか、次のいずれかを用いることもできる。

- (1) BPJS 健康保険アプリの加入状況を表示する画面のスクリーンショット
- (2) BPJS クセハタンからの加入状況を確認する SMS 画面のスクリーンショット
- (3) BPJS クセハタンのウェブサイトの加入状況を表示する画面のスクリーンショット
- (4) BPJS 健康保険料支払にかかるヴァーチャルアカウントの記録(自営業者のみ利用可)

健康保険に未加入の者、又は加入後に失効した者は、健康保険に加入し、又は有効化するまでは、原則として、土 地の権利又は区分所有権の売買に基づく移転登記手続を進めることができない。

かかる通達に基づく措置は、2022年3月1日から有効となっている。

4. 企業活動への影響

通達は、行政内部における指示を定めたものであるので、法令と異なり、私人に対して直接拘束力を持つものではないものの、通達の名宛人である行政庁が当該通達の指示に従って運用を行うことで、結果として国民生活や企業活動にも影響を及ぼしうる。今回の国土庁長官通達による措置は、個人だけでなく、法人(インドネシアで設立された外資企業も含まれる。)が買主となる場合も対象とされ、土地の利用目的による区別等について特段言及がないことから、例えば事業用目的での売買であっても法人代表者につき健康保険加入の証明が必要となると見られる。

さらに、大統領指令 2022 年第 11 号は、上述のとおり 30 の省庁を対象としているため、今後、他の省庁が所管する行政手続に関しても各省庁から同様の通達が発出される等の対応がとられる可能性がある。日系企業の多くはBPJS 健康保険への加入義務化に対応済みと思われるが、今後はその加入状況が健康保険と直接関係しない手続に影響を与えうることにも留意されたい。

[執筆者]



前川 陽一(Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士 カウンセル)yoichi_maekawa@noandt.com

1998 年東京大学法学部卒業。2006 年東京大学法科大学院修了。2007 年弁護士登録(第一東京弁護士会)。2013 年~2016 年長島・大野・常松法律事務所ジャカルタ・デスク (Soemadipradja & Taher内) 勤務。2019 年 10 月から、シンガポールを拠点とし、インドネシア及び周辺国における日本企業による事業進出及び資本投資その他の企業活動に関する法務サポートを行っている。

シンガポール

ギャンブル(賭博)規制の全面的見直し

1. はじめに

シンガポールでは、あらゆる形態のギャンブル(賭博)を一律禁止することは現実的ではなく、望ましいことでもないという立場を前提に、厳格な保護措置を講じた上で、一定のギャンブル行為を容認するという現実的なアプローチを採用することにより、ギャンブルに起因する社会的被害(犯罪や依存症の問題等)を最小限に抑えることを目指している。今般、ギャンブル規制を全面的に見直すための新たな法案が提案されているところ、そこでは新たな技術を用いたギャンブル行為や新たな形式でのギャンブル要素のあるビジネスモデルをカバーすることが試みられている。そのシンガポールにおけるビジネスモデルにおいて、運により左右されるギャンブル要素を伴う商品・サービスが含まれている事業者(例えば、景品・くじの要素が含まれる商品・サービスを提供する事業者や、ギャンブルの要素が含まれるゲームを提供する事業者など)にとってかかる法改正の動きは重要であるため、その改正動向の概要を紹介する。

2. これまでのギャンブル関連規制

これまでシンガポールでは、ギャンブル行為は、The Betting Act(賭博の禁止に関する一般的な法律)、The Common Gaming Houses Act(賭博場に関する法律)、The Private Lotteries Act(私営のくじに関する法律)、The Casino Control Act(カジノ規制に関する法律)及び The Remote Gambling Act(リモートギャンブル規制に関する法律)といった関連法により規制されてきた。

3. 法規制の全面的見直しの背景

2021 年 7 月、シンガポール内務省(Ministry of Home Affairs(MHA))は、シンガポールにおけるギャンブル規制を全面的に見直す旨を公表した。そこでは、技術の進歩(インターネットやモバイル・コンピューティングなど)がギャンブルへのアクセスを容易にしており、また、ギャンブルとギャンブル要素のあるゲームとの間の境界が不明瞭になってきていることといった近時のトレンドを例に挙げ、従来はギャンブルと認識されていなかった商品・サービスにギャンブル要素を導入するビジネスモデルが存在することを踏まえ、そのような近時のトレンドに対応するために法規制を整備する必要がある旨が述べられた。

そして、2022 年 2 月 14 日に、新法案である Gambling Control Bill(以下「新法案」という。)が公表された 1 。 なお、新法案はシンガポールにおけるギャンブル規制を全面的にカバーするものであり、新法案の成立とともに、上記 2 記載の既存の関連法は廃止されることになる。

4. 主要な改正内容

新法案における改正内容は多岐にわたるものの、上記の近時のトレンドを反映した主要な改正内容としては以下のものが挙げられる。なお、以下では、伝統的なギャンブル行為にも関連する規制・改正内容(例えば、代理で行うギャンブルの禁止規定の導入や、未成年者等に対する保護措置の強化など)については紙幅の関係上割愛している。

(1) ギャンブル行為(Gambling)の定義の見直し

従来、上記 2 記載の様々な法律においてギャンブル行為(Gambling)の定義は統一されていなかった。そこで、新法では、従来型のギャンブル行為の定義を統一することに加え、近時のトレンドを踏まえた新たなギャンブル行為をもカバーできるような定義が新たに提案されている。具体的には「ギャンブル(gambling)」の定義は、「betting」、「engaging in gaming activity」及び「participating in a lottery」の類型に分けられた上で、それ

https://sso.agc.gov.sg/Bills-Supp/6-2022/Published/20220214?DocDate=20220214

¹ 新法案は、以下のリンクにて確認できる。

ぞれの意味内容や各用語に何が含まれ又は含まれていないかを定義規定において線引きすることが試みられている。また、MHAが規制することを意図していない他の法律の規制対象となるもの(例えば、シンガポール金融当局による規制対象となる金融商品への投資活動など)は、新法案の「ギャンブル行為」の定義からは除外されている。

(2) オフラインでのソーシャル・ギャンブルの適用除外の明文化

家族や友人との間でのオフラインでのソーシャル・ギャンブルは、社会的に容認されており、社会秩序へ与える懸念が低いことから、新法案において、ギャンブル規制の適用除外を受けることが明文化されることとなった。他方で、オンラインでのソーシャル・ギャンブルは、お互いに知り合いであることを立証することが困難であることを理由として、今回規制の適用除外に含めることは見送られた。

(3) ギャンブル要素のあるゲーム

上記の通り、ギャンブルとギャンブル要素のあるゲームとの境界は不明瞭になってきており、その対応方針が定められている。

- (a) 例えば、ミステリーボックス(中身が事前にわからずランダムで賞品を獲得する福袋のようなもの)は宝くじに似ており、特にスマートフォンやゲーム機などの高額商品のように現金と容易に交換できる可能性のあるものは、その商品の価値が高まるに伴い、射幸性が高まる。また、アーケードゲームやクレーンゲームは、近年、高額商品を提供するものが増え、これらのゲームが偶然の要素を含むことと相まって、これらのゲームの操作がギャンブルに類似するものとして懸念されてきた。これらに対応するために、MHA は調査結果を踏まえ、商品の金額の上限を 100 シンガポールドルとすることを提案している。かかる上限設定は、事業者を過剰に規制することなく、ユーザーをこれらのゲームに誘引するのに十分なものである一方、ギャンブル行為による社会的問題を引き起こさないものとしてバランスの取られたものであるとの説明がなされている。
- (b) オンラインゲームにおいて、ルートボックス(アイテムをランダムに獲得できるいわゆるガチャの仕組み)など、ギャンブル要素が含まれることは一般的になってきている。この点、新法案の適用を受ける行為である「ギャンブル(gambling)」の定義の中には、「ゲーム活動を行うこと(engaging in gaming activity)」が含まれており、それは、運が左右するゲームをプレイし、それによって金銭、金銭と同等のもの又はその他価値のあるものを獲得するチャンスを得ることを意味するとされている。したがって、ギャンブル要素を伴うゲーム(例えば、ルートボックスなど)について、ゲーム内の賞品をゲーム外の現実世界において金銭又はその他価値のあるものと交換することができるようなスキームが採られている場合、上記の「gambling」の定義に該当し、一定の適用除外に該当しない限り、新法案の規律の適用を受ける可能性がある。他方で、譲渡可能なバーチャル・アイテムをそのゲームプレイの文脈において取得・保持することについて許容する条件を定めることも同時に提案されている。

(4) ライセンス制度・クラスライセンス制度の導入

新法案において、主要なギャンブル商品について、ライセンス制による規律が採用されている。また、リスクの低いギャンブル商品(例えば、ミステリーボックス、ギャンブル要素を含むオンラインゲーム、ビジネス販促における景品くじなど)については、クラスライセンス制度が導入され、当該商品を提供する事業者は、一定の期間・条件の範囲内で当該ギャンブル商品を提供する場合には個別にライセンス申請をする必要はないとされている。例えば、上記(3)(a)にも関連するが、小売業者が販売するミステリーボックスにクラスライセンスを課し、賞品の小売価格の上限を100シンガポールドルに制限するなどの条件が付されることが想定されている。なお、クラスライセンス事業ごとの条件の詳細については、今後公表される予定である。

(5) 広告・宣伝規制

新法案では、全ての形態のギャンブル行為(オンラインのものも含む)に関する統一的な広告・宣伝規制を設ける

ことが提案されている。

(6) ギャンブル規制に関する罰則

ギャンブル規制の罰則は3段階の構造となっており、違法なギャンブルの運営事業者の責任が最も重く、次いで、 違法なギャンブルを容易にするエージェント、ギャンブル参加者の順で罪が軽くなっていくように設計されている。

(7) ギャンブル規制当局の統一

これまで、シンガポールにおけるギャンブル行為は、その類型毎に複数の規制当局により縦割り的に管轄されていた。この点、新法案とともに、ギャンブル規制当局法案(Gambling Regulatory Authority of Singapore Bill)も議会審議に提出されており、これにより、シンガポールのギャンブル業界全体を統一的に管轄するギャンブル規制当局(Gambling Regulatory Authority)が新たに設立され、最新技術や世界のトレンドを先取りし、新たなビジネスモデルに対応できる包括的かつ一貫性のある規制・監督アプローチを取ることが目標として掲げられている。

5. おわりに

かかる新法案は現在議会の審議中であり、法案の成立・施行の具体的な時期は未定であるが、今後の動向に注目したい。

[執筆者]



酒井 嘉彦 (Nagashima Ohno & Tsunematsu Singapore LLP 弁護士) yoshihiko_sakai@noandt.com

2011年から長島・大野・常松法律事務所にて勤務し、各種ファイナンス案件、不動産取引を中心に、企業法務全般に従事。2018年から2019年にかけて、Blake, Cassels & Graydon LLP (Toronto) に勤務。その後、2019年より長島・大野・常松法律事務所シンガポール・オフィスにて、主に東南アジア地域における日本企業の進出・投融資案件を中心に、日系企業に関連する法律業務に広く関与している。京都大学法学部、京都大学法科大学院、University of California, Los Angeles, School of Law (LL.M.) 卒業。

中国

上海ロックダウンとその影響、関連する法律問題

2,500 万人の人口を擁する中国随一の国際経済都市である上海市において新型コロナウイルスの感染拡大により ロックダウン措置がとられ、すでに1ヶ月半が経とうとしている。本稿では、感染状況及びロックダウン措置の概 要とともに、関連する法律問題のうち、操業停止及び操業再開に関連する契約上の問題点について紹介する。

1. 上海における新型コロナウイルスの感染急増とロックダウン措置

中国では、2020年1月に武漢で新型コロナウイルス感染者が報告されて以降、同市の封鎖を行うなど厳しい措置がとられ、同年4月上旬にはコロナをほぼ封じ込め、その後は、海外からの入国者や貨物等を起点として一部の都市で散発的に市中感染が発生することがあっても、早期に発見、追跡し、隔離することで、市中の感染者数をほぼゼロに抑えるいわゆる「動態清零」(動態的ゼロコロナ)戦略がとられ、国際的な人の移動についてはビザの発出や入国後集中隔離など制限があるものの、中国国内では、会食や出張、旅行を含めてほぼコロナ前と変わらない社会生活や経済活動が可能になっていた。

上海市においてもこの2年間、数ヶ月に一度、少数の市中感染が発生したことがあったがいずれも局地的で、短期

間のうちに収束した。特に上海市では、全都市ロックダウンを行うのではなく、徹底した接触者追跡(contact tracing)、濃厚接触者や関連者などの対象者に限って移動制限措置、複数回の PCR 検査を行い、中国の他の都市と比しても、社会生活や経済活動に極力影響を与えずに感染を早期に封じ込める手法(「精准防控」(精密コントロール)、「上海モデル」などと呼ばれた。)が採用されていた。これにより 2022 年 2 月末までの上海市における累計市内感染者数は 426 人(無症状感染者を含む。以下同じ。)で、累計死者数は 7 人(2020 年 4 月中旬以降はゼロ)であった。

しかし、2022 年 3 月、おそらくは当時感染爆発していた香港からの入境者の隔離ホテルからの漏れ出しを端緒として、上海市においてオミクロン BA.2 変異株の市中感染拡大が始まった。学校はいちはやくオンライン授業に移行したものの、当初は精密コントロールが堅持され、関連する場所や職場の短期的封鎖と全員検査、小区(一定の敷地を有するマンション群の区画)単位でのグリッド式全員スクリーニング検査などが試みられたが、指数関数的な感染者急増が続いた。すなわち、一日あたり新規感染者数が 3 月 13 日には 100 人、同月 24 日には 1,000 人を超え、4 月初旬には 2 万人を超えるなど、3 月以降の累計感染者数は 60 万人を超え、(中国製ワクチンも重症及び死亡防止には効果があるとされるが、中国では高齢者の未接種者が多いこともあり)死者数も約 600 人に及んでいる(5 月 10 日現在、以下別途記載ない限り同じ。)。

この状況を受け、上海のうち黄浦江の東側、つまり浦東は3月25日から、西側の浦西は4月1日から、原則として市民全員を対象に、小区敷地内で行われるPCR検査以外には自分の家から外に出てはならない(足不出戸)との厳格なロックダウン措置がとられるに至った。特別に操業が許されているもの(下記2で詳述)を除き、上海市内のオフィスや工場は閉鎖され、政府機関の窓口も基本的に閉鎖されている。銀行、物流(通行許可証が必要)や、食料を含む必要物資の小売(ネットショップや団体購入)等の分野は、一部人員が「閉環」管理に服して事業を継続しているが、日常生活や業務に支障をきたす事態も少なからず発生している。

ロックダウン中の PCR 検査の結果を踏まえ、4 月中旬以降は全市を対象に、市内各地の感染状況に応じて「封控区」(7 日以内に感染者が 1 人でも出た小区。家から外に出られない。)、「管控区」(8 日以上 14 日以内に感染者が 1 人でも出た小区。小区内での活動のみ可能。)及び「防范区」(14 日以内に 1 人も感染者が出ていない小区)の三区に分類する三区管理が行われている。本来は居住する行政区域内であれば小区の外に出てもよいとされる「防范区」の住民が 1,800 万人を超えたとされるが、それら住民の多くも、「管控区」に準じて小区の外に出ることができないとするなどの制限が課せられている。

現状、感染者数は減少を続けており、5月16日現在、すでに1日の新規感染者数が1,000人を下回る水準となっている。また、5月1日時点では一部の区のみが「社会面基本ゼロコロナ」(「封控区」住民や隔離措置を受ける濃厚接触者などの中で発見される感染者を除いた、「社会面」での日毎新規感染者数が10万人あたり1人以下を3日間連続して満たすことが基準とされる。)を満たしていたが、5月16日には、上海市全体で「社会面ゼロコロナ」(「社会面」での1日の新規感染者数がゼロを3日間連続して満たすこと)が達成された。今後、5月16日から5月21日まで、5月22日から5月31日まで、6月1日から6月中下旬までの3つの段階に分けて、正常の生産生活秩序を回復するものとされている。

内外資問わず多くの企業の研究開発、生産、販売、物流拠点が所在するこの上海で、過去に例のない規模の厳格なロックダウンが実施されたことの影響は大きく、上海に拠点を有する日系企業をはじめ、中国に関連する事業を行う企業は何かしらの対応を余儀なくされている。

2. 工場の操業停止、操業再開に関する契約問題

上海市は、4月16日に「上海市工業企業操業再開防疫対策ガイドライン(第1版)」(その後5月3日に第2版に更新)を出すとともに、自動車、医療医薬、半導体など、操業再開を認める重要企業666社のホワイトリストを発表し、その後も条件を満たした企業について操業再開を順次認めているようである。とはいえ、上海日本商工クラブの調査(4月末実施、5月5日公表)によれば、操業許可が下りている企業は37%にすぎず、また稼働し

ている工場についても通常の3割以下の生産にとどまっている。取引先(サプライヤー及び納入先)の稼働状況や物流の影響のほか、従業員の居住地を管轄する居民委員会の許可を得て工場に来てもらう必要があり、その上で、操業再開の前提として求められる「閉環」管理の条件、たとえば従業員を工場の敷地内にて寝泊まりさせ、PCR検査を毎日実施するなどの要件を満たすことも、本格的な稼働再開に向けたハードルになっているようである。

このような状況で、各種契約の期限通りの履行が困難となり、又は拘束力のある個別契約はないとしても重要な顧客からの供給計画に従った注文の受注ができないといった事態が発生している。暫定的に自社の中国国内や日本の他拠点での生産に切り替えたり、他のメーカーに製造委託を実施したりするなどの対応もみられるが、履行が遅滞し又は不能となる場合も生じている。

3. 関連する法的問題

上海市高級人民法院は、4月、「新型コロナウイルス疫情関連案件法律適用問題の Q&A シリーズ (2022 年修正版)」を4つに分けて発表し、そのうち第三弾の(三)では契約紛争についての法律問題を整理している(なお、(一)は訴訟手続、(二)は刑法、(四)は保険など金融関係。このほか、人力資源和社会保障局と共同で労働関連についての Q&A も出している。)。その内容は、2020 年 4 月から 6 月にわたって最高人民法院が出した「新型コロナウイルス疫情関連民事案件を適法適切に審理する若干問題指導意見」((一)から(三)まで)と基本的に整合した内容となっているが、具体的に踏み込んだ記載もある。

不可抗力については、疫情(感染拡大の状況)及び疫情対策措置は、一般的に不可抗力にあたり、これらにより契約目的が実現できないときは、民法典 563 条 1 項 1 号により契約解除ができるとともに、これらにより期限通りの履行ができないときは、民法典 590 条 1 項により全部又は一部の免責を主張できる。この際、因果関係の有無や免責が認められる範囲については、具体的な事実関係による総合判断、すなわち疫情の発生時期、期間、重大性及び地域が契約履行に実際に与えた影響に基づき、対策措置における三区分類(上記)の強さ、業界や紛争の種類による人員流動の制限による影響の程度等の要素を総合的に考慮して判断されるものとされた。具体例として、操業再開の遅延、隔離措置の適用、政府による徴用等により目的物の引渡義務が正常に履行できないときは、一般的に、不可抗力を理由として免除を主張できることが示された。他方、金銭支払債務については、原則として不可抗力を理由とする責任の免除又は軽減を主張できないとしつつ、期限通り支払ができない特殊な状況があるときは、不可抗力による免責の可能性があるとされた。期限通りの履行ができないとなったときは、相手方への通知、協力等の義務があり、適時に必要な措置をとり損害拡大を防止する義務がある(民法典 590 条、591 条)。

他方、履行可能性はあるが、疫情及び疫情対策措置により契約の基礎的条件に重大な変更が生じ、これが契約締結時点では予測できないもので、かつ商業リスクには該当しないものであるときは、事情変更に該当しえ、この場合、民法典 533 条 1 項に基づき、相手方と協議を行い、合理的な期間内に合意に至らないときは、人民法院に契約の変更又は解除を請求しうるものとされた。どのような場合に契約価格若しくは履行期限の変更、又は契約の解除が認められるかは、上記司法解釈(二)に規定されている。

上記のように限定的とはいえ操業再開が認められつつある状況において、限定されたキャパシティを使って、一部の顧客に対しては期限通りの履行ができるが他の顧客に対しては履行ができないといったような場合に、後者に関して不可抗力が認められるか、代替的な措置をとる義務がどこまで認められるかなど、個別の事案に応じて複雑な問題が生じうるであろう。また、金銭債務につき、現状、銀行業務が正常通り行われておらず窓口での送金ができない(又は送金に必要な書類が作成できない。)、発票(タックス・インヴォイス。中国の実務慣行上支払の条件として発行が求められることが多い。)の発行ができず資金回収ができず資金繰りが悪化しているなどの理由で、対外的な支払に問題が生じている企業は多い。上記の通り不可抗力の認定は相当限定的であることを踏まえると、中国拠点自前での対応に限らず、増資、親子ローンその他各種手段を検討すべきであるが、そのための手続も銀行や、外貨管理局などの関連する政府窓口が閉鎖されていて実施できないなどの事情もあり、そういった事情もあわせて立証できるよう書面として記録しておく必要があろう。また、不可抗力の認定においては契約書においてどのように規定されているかももちろん重要な要素であり、既存の契約及び今後締結される契約について不可抗力条項を特

に注意して確認すべきである。

4. おわりに

中国当局は、オミクロン株の特性を踏まえて濃厚接触者の隔離期間を短縮するなどの調整は随時行っているものの、ゼロコロナ戦略そのものは変更しないとのことであり、むしろ今回の上海の経験を踏まえ、他の都市では、感染拡大初期において移動制限措置を含む強い対応をとって封じ込める対応を強めているように見える。しかし、さらなる変異株の発生等により感染拡大が防ぎされず、再度ロックダウンを強いられる事態も想定する必要があろう。日本企業としては、今回の上海ロックダウンにより生じている各種法的問題に加え、将来生じる類似の事態にも備えて、契約関係書類のレビューを含む準備が必要である。

[執筆者]



若江 悠(日本長島・大野・常松律師事務所駐上海代表処 弁護士 パートナー) yu_wakae@noandt.com

長島・大野・常松法律事務所パートナー、上海オフィス首席代表。2002 年東京大学法学部卒業、2009 年 Harvard Law School 卒業(LL.M.、Concentration in International Finance)。2009 年から2010年まで、Masuda International (New York)(現当事務所ニューヨーク・オフィス)に勤務し、2010年から2012年までは、当事務所提携先の中倫律師事務所(北京オフィス)に勤務。現在は長島・大野・常松法律事務所上海オフィスの首席代表としてM&A、ファイナンス及び一般企業法務等の中国業務全般を担当する。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島·大野·常松法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 JPタワー

Tel: 03-6889-7000(代表) Fax: 03-6889-8000(代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

当事務所の海外業務に関する詳細はこちら

NO&T Asia Legal Update ~アジア最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<https://www.noandt.com/newsletters/nl_asia_legal_update/>よりお申込みください。本二ュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-asia@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承いただけますようお願いいたします。